

## 第5章 計画の進行管理

---

# 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各所属の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠です。そのため、佐倉市環境審議会をはじめ、市民、事業者、市が協働して計画の推進に努めます。

## 佐倉市環境審議会

環境審議会は、環境保全に関する事項を調査・審議する機関として設置されており、公募による市民、各種団体の代表、学識経験者から構成されています。

審議会では、本計画の施策・事業の実施状況や成果指標達成度を確認し、意見を述べます。また、計画の改定にあたっては、その内容について審議します。

## 環境基本計画庁内連絡会議

環境基本計画庁内連絡会議は、本計画の策定にあたって庁内の意見調整を行うために開催した「環境基本計画策定庁内検討会議」を前身とし、本計画の施策や事業を全庁的に推進するために開催する、関係所属の担当者の会議です。庁内の各所属が担当する施策・事業の実施状況や成果指標達成状況の確認のほか、分野横断的な施策における課題の共有や、実施方針の検討、連絡調整等を行います。

## 市民、事業者との交流会等

本計画の推進にあたって、環境に関する活動の輪をより多くの市民・市民団体、事業者に広めていくため、市民や市民団体間の交流や、市民・事業者・市の相互の交流を活性化させることを目的に、市民・事業者・市が相互に情報交換するとともに、協働事業等を企画・検討する機会として、交流会等を定期的に開催します。

## 事務局

事務局（環境部生活環境課）は、本計画の進行管理全般に関する事務を担います。本計画に掲げる施策・事業における各所属の取り組みを推進するとともに、本計画の施策・事業の実施状況や成果指標達成状況を取りまとめ、報告・公表します。

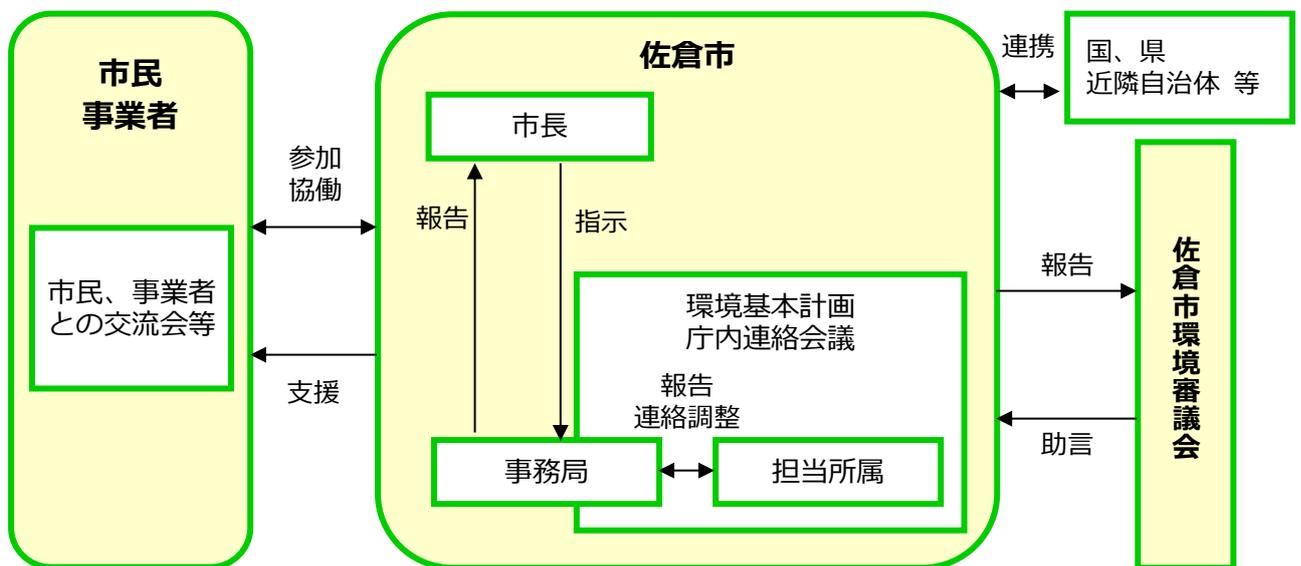


## 広域的な連携

本計画の施策・事業の推進にあたって、広域的に取り組むことが必要な課題について、国、県及び近隣の市町等との連携を図ります。

特に、印旛沼の水質改善に関しては、水循環や流域の視点で、各協議会や流域市町と連携して取組を推進します。

### 計画の推進体制



## 2 計画の進行管理

計画を市民・事業者・市の協働により着実に推進し、進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)を繰り返す、PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

また、計画の施策・事業の実施状況や成果指標の達成状況は、佐倉市環境審議会に報告するとともに、市民、事業者との交流会などの機会を通じて、市民・市民団体や事業者からの意見把握に努めます。

### PDCA サイクルによる計画の進行管理

